



平成 23 年 12 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー エ ヌ ア イ グ ル ー プ
代 表 者 名 取 締 役 代 表 執 行 役 社 長 兼 CEO イ ン ・ ル オ
(コード番号:2160 東証マザーズ)
問 合 せ 先 経 営 管 理 部 田 中 忍
(TEL. 03-5326-3097)

行使価格修正条項付き第 35 回新株予約権（第三者割当）の
発行の払込完了に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 14 日付の当社取締役会の決議による委任に基づき、当社代表執行役 2 名が平成 23 年 11 月 21 日において決議いたしました第 35 回新株予約権（第三者割当）の発行につきまして、本日（平成 23 年 12 月 7 日）までに払込金額の総額 14,616,000 円の払込手続きが完了しましたので、お知らせいたします。

記

■ 募集の概要

第 35 回新株予約権（行使価格修正条項付き）

(1) 割 当 日	平成 23 年 12 月 7 日
(2) 発行新株予約権数	9,000 個
(3) 発行 価 額	新株予約権 1 個当たり 1,624 円（総額 14,616,000 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：9,000,000 株 下記(6)に記載の通り、本新株予約権の行使制限により、199 円が本新株予約権の行使価額の上限、79 円が本新株予約権の行使価額の下限となります。なお、行使価額の修正が行われても、潜在株式数は 9,000,000 株で一定であります。
(5) 資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	1,189,291,000 円（差引手取概算額）（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初新株予約権行使価額 133 円 行使価額は、行使日以降、各修正日（各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。ただし、行使価額は 79 円を下回らず、199 円を上回らないものとします。79 円を下回る、または 199 円を上回る場合、行使価額はそれぞれ 79 円または 199 円に修正されます。
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当ての方法により、マッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てます。
(8) そ の 他	当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付買取契約を締結する予定です。当該買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められ、本新株予約権を譲渡した場合、マッコーリー・

	バンク・リミテッドは当該買取契約及び本新株予約権に基づく一切の債務から免責され、マッコーリー・バンク・リミテッドからの譲受人がコミットメント条項及び制限超過行使にかかる義務を含む当該買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継するものとなる予定です。
--	---

(注)

資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合）の金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正され又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。なお、行使に際して出資される財産の総額の上限額は7億円です。

本新株予約権に関する詳細につきましては、平成23年11月21日付当社開示資料「行使価格修正条項付き第35回新株予約権（第三者割当）の発行及びコミットメント条項付買取契約に関するお知らせ」をご参照ください。

以上